

「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」 開催要綱（改定版）

1 目的

本会議は、日本放送協会が実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務について、メディアの多元性の確保を含む公正な競争の確保に支障が生じないかを検証し、日本放送協会の番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）の内容が放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を取りまとめることを目的として開催する。

2 名称

本会議は「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」と称する。

3 検討事項

- （1）日本放送協会が実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務による他メディアへの競争に係る影響
- （2）日本放送協会が策定した業務規程の内容が法第20条の4第2項第3号に適合しているかの確認
- （3）その他

4 構成及び運営

- （1）本会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）本会議の構成員は、やむを得ない事情により出席できない場合において、代理の者を指名し、出席させることができる。
- （3）本会議には、議長を置く。
- （4）議長は、本会議を招集し、運営する。
- （5）議長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- （6）その他、本会議の運営に必要な事項は、議長が定めるところによる。

5 議事の実施

- （1）本会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合等、構成員間において協議し、必要と認める場合については、非公開とする。
- （2）本会議で使用した資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合等、構成員間において協議し、必要と認める場合については、非公開とする。
- （3）本会議については、議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開

する。

6 その他

本会議の庶務は、情報流通行政局放送業務課配信サービス事業室が行うものとする。

「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」
構成員名簿

(敬称略)

<構成員>

(学識経験者)

いづか るみ
飯塚 留美

一般財団法人マルチメディア振興センター調査研究部
研究主幹

おちあい たかふみ
落合 孝文

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ
政策研究所所長・シニアパートナー弁護士

(議長) ししど じょうじ
矢戸 常寿

東京大学大学院法学政治学研究科教授

なりはら さとし
成原 慧

九州大学大学院法学研究院准教授

はやし しゅうや
林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科教授

ますだ えつこ
増田 悦子

公益社団法人全国消費生活相談員協会顧問

(利害関係者)

ほりき たくや
堀木 卓也

一般社団法人日本民間放送連盟専務理事

たきた きょうこ
滝田 恭子

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会委員長

総 情 配 第 ○ 号
令 和 7 年 ○ 月 ○ 日

〇〇 殿

総務大臣

林 芳正

日本放送協会の業務規程に係る意見聴取について（依頼）

日本放送協会から、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 20 条の 4 第 1 項の規定に基づき、同項に規定する業務規程の変更の届出があったことから、同条第 5 項の規定に基づき、当該業務規程の内容が同条第 2 項第 3 号の規定に適合しているかどうかについて意見を求めます。

以上

【連 絡 先】

総務省情報流通行政局

放送業務課配信サービス事業室

電話：03-5253-5266

（送付先一覧）

飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター調査研究部研究主幹
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー 弁護士
央戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
成原 慧	九州大学大学院法学研究院准教授
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科教授
増田 悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会顧問
堀木 卓也	一般社団法人日本民間放送連盟専務理事
滝田 恭子	一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会委員長